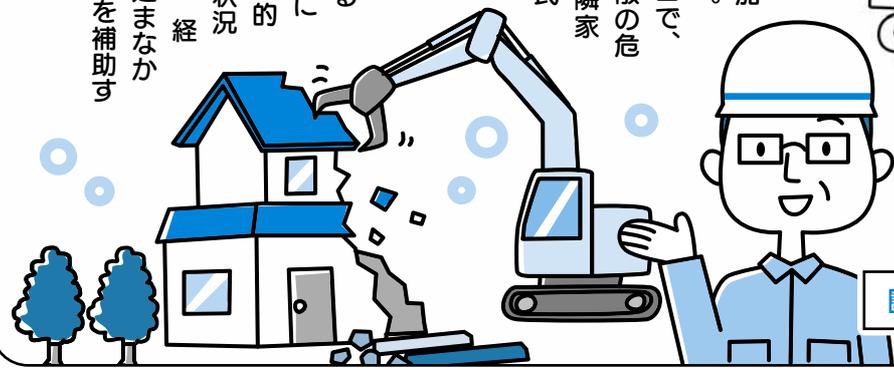


苦小牧市空き家等

解体補助制度が

始まります

近年、少子高齢化に伴う人口減少時代を迎え、空き家が年々増加し全国的にも問題となっています。空き家の中には管理不全が原因で、建物が傷み壁の倒壊や屋根材飛散の危険があることや、樹木が繁茂し隣家や道路に越境した結果、地域住民の生活環境に深刻な悪影響を及ぼしているものもあります。こうしたことから実際に第三者に被害を与えた場合、空き家の所有者や管理者がその責任を問われることもあります。しかし、解体には多額の費用がかかるため、経済的な事情などから解体が進まない状況も見られます。そこで本市では、経済的な事情から空き家の解体が進まなかった方を対象に、解体費用の一部を補助する制度を設けることとしました。



詳 市民生活課 ☎ (32)6303

空家を放置すると、こんな問題が起こります

<p>不法投棄や動物のふん尿による悪臭</p>	<p>不審者の侵入</p>	<p>草木の繁茂による、隣家への越境や害虫の繁殖</p>	<p>壁の倒壊や屋根材の飛散</p>
<p>環境衛生上の問題が生じる可能性があります</p>	<p>放火などによる火災や、未成年者の非行の温床となる可能性があります</p>	<p>ご近所の住宅にも被害が及び、トラブルを引き起こす可能性があります</p>	<p>通行中の人や車両、隣家への被害が生じる可能性があります</p>

「空家等対策の推進に関する特別措置法」には… 空き家の所有者または管理者には、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう空き家を適切に管理する「責務」があると定められています

<p>12 健康ガイド 健康教室／健康相談／健康NEWS ほか</p>	<p>10 カルチャーガイド おでかけガイド</p>	<p>8 市政トピックス 市営住宅入居希望者募集／介護保険事業等運営委員会委員を募集／市営住宅入居者選考基準審議会委員の募集 ほか</p>	<p>6 特集Ⅱ 苦小牧市教育大綱を改定しました</p>	<p>4 特集Ⅰ みんなで健康大作戦！</p>	<p>2 クローズアップ 苦小牧市空き家等解体補助制度が始まります</p>	<p>広報 とまごまい</p>
---	--------------------------------	---	----------------------------------	-----------------------------	---	---------------------

